平成２３年（フ）第２７６号
福岡県久留米市小森野２丁目８番20―401号
債務者　江頭今日子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３３６号
宮崎市高洲町235番地15
債務者　佐藤　健輔
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４１号
宮崎市清武町木原57番地46　シルフィー木原102号
債務者　柳川　幸一
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８６号
宮崎県都城市丸谷町4776番地１
債務者　長谷場光明
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第８７号
宮崎県都城市丸谷町4776番地１
債務者　長谷場佐代子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１４５号
宮崎県都城市西町3487番地
債務者　下田代康男
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１０４号
青森県八戸市小中野３丁目25番18号　コーポうわの12号
債務者　向井　秀子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
青森県八戸市吹上６丁目５番20号
債務者　笠原　まき
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
青森県八戸市吹上３丁目10番33号、前住所青森県八戸市吹上３丁目５番25号
債務者　金子　麻美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
千葉県香取郡東庄町小貝野334番地　ガーデニアハウス201号
債務者　大網　和代
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第７９号
茨城県神栖市波崎7355番地22
債務者　根本恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第８４号
茨城県潮来市新宮1977番地　フェリス・イー101
債務者　榊原　幸栄（旧姓宮本・君和田）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第８７号
茨城県神栖市波崎9572番地185、住民票上の住所千葉県銚子市清水町2802番地
債務者　五十嵐幸一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第６６号
長野県伊那市中央4781番地１、申立時の住所長野県伊那市美篶8009番地１
債務者　野地　臣幸
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第５９号
兵庫県豊岡市城崎町桃島1286番地の９、前住所兵庫県豊岡市昭和町２番２号
債務者　お好み焼き花音こと　二本松政晴
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
徳島県吉野川市鴨島町敷地289番地４
債務者　市村　範明
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４５号
徳島県吉野川市鴨島町敷地289番地４
債務者　市村　敬子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口426番地３
債務者　高橋るみ子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部